



(宛先) 豊島区長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費

【 年 月 ~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 請求者と認定子どもが、豊島区に居住していることを豊島区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを豊島区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を豊島区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を豊島区が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)※1

Table with fields forフリガナ, 氏名, 認定子どもとの続柄, 生年月日, 現住所, 電話

※1 施設等利用給付認定保護者の氏名は、施設等利用給付認定通知書の保護者氏名と同様に記入してください。

2. 認定子ども(1人につき1枚申請して下さい)

Table with fields for 法第30条の4の認定種別, 認定番号, 生年月日, フリガナ, 請求期間内の住所, 氏名, 上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入

3. 在籍する幼稚園等について記入

Table with fields for フリガナ, 所在地, 幼稚園等名称, 契約している利用料, 請求期間内の在籍状況

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

4. 施設等利用費の振込先(※2)

Table with fields for 前回の請求時と同じ口座に振り込む(記入不要), 金融機関名, 支店, 預金種目, 口座番号, 金融機関コード, 支店コード

※2 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本区指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入してください>

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) ※3		入園年月日 (年 月 日) 入園料 (円)			
利用年月日	今年度分 支払った入園料 の月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	支払った 月額利用料 (保育料) (c) ※3 ※5	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※6	請求額 (dとeを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
請求額の合計					円

- ※3 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。
- ※4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(1円未満の端数切り捨て)。
- ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(1円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの開所日数÷その月の開所日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の開所日数÷その月の開所日数としてください。
(月額上限額：国立大学附属幼稚園は8,700円、特別支援学校幼稚部は400円)